

保険・年金 フォーカス

ドイツの民間医療保険及び 民間医療保険会社の状況(1)

—2015 年度結果—

取締役 保険研究部 研究理事

年金総合リサーチセンター長

中村 亮一

TEL: (03)3512-1777

E-mail: nryoichi@nli-research.co.jp

1—はじめに

ドイツの民間医療保険及び民間医療保険会社を巡る状況については、基礎研レポート「[ドイツの医療保険制度\(2\)—公的医療保険の保険者との競争環境下にある民間医療保険及び民間医療保険会社の状況](#)」(2016.4.4) (以下、「前回のレポート」という)の中で、その現状と国全体の医療保険制度の中で
の位置付けについて、2014 年度ベースの数値に基づいて、報告した。

今回と次回のレポートでは、前回のレポートのうちの数値に関わる部分を中心に、2015 年度ベースに更新する¹²。まずは、今回のレポートでは、民間医療保険の普及状況について報告する。

2—民間医療保険の普及状況—被保険者—

この章では、民間医療保険の普及のうちの被保険者の状況について報告する。

1 | 代替医療保険

民間医療保険連盟 (PKV) の資料に基づくと、次ページの図表が示すように、2015 年度末において、公的医療保険を代替する代替医療保険¹のうち、完全医療保険¹の被保険者数が 878 万人、介護保険の被保険者数が 941 万人となっている。ともに、2014 年度に比較して若干減少している。

この主たる理由としては、所得の減少や家族の一員となること等の理由で、公的医療保険に移動している人数が、民間医療保険に移動してくる人数を上回っていることが挙げられる。公的医療保険と民間医療保険の間の移動状況については、2011 年までは、民間医療保険への流入超過であったが、公

¹ ドイツの医療保険制度全体の概要及びその中での民間医療保険の位置付けや各種の制度の具体的な内容等については、基礎研レポート「[ドイツの医療保険制度\(1\)~\(3\)](#)」を参照していただきたい。

² 以下の数値については、基本的には、ドイツ保険協会 (GDV) の「Statistical Yearbook of German Insurance 2016」及び民間医療保険連盟 (PKV) の「Financial report for private healthcare insurance 2015」からの数値に基づいているが、両者の数値は必ずしもベースが同じにはなっていない。PKV をデータ・ソースとする GDV の資料についても、GDV の資料に基づくとしている。また、GDV の資料で必ずしも数値の整合性が取れていないと思われるものについても、原資料の数値を尊重した。なお、2015 年度の公表資料においては、2014 年度以前の数値の修正等も行われている。

的医療保険の加入要件等の制度変更の影響もあり、2012年からは公的医療保険への流出が上回っている。

代替医療保険の被保険者数 (単位:万人)

	完全医療保険	長期介護保険
①2014年度	883	947
②2015年度	878	941
③ ②-①	▲5	▲6

(※)民間医療保険連盟の資料に基づく。

公的医療保険と民間医療保険の間の移動状況 (単位:千人)

	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年
①公的→民間	325.0	360.7	362.0	338.4	297.7	274.5	284.7	233.7
②民間→公的	148.6	147.5	129.8	130.4	130.6	154.2	143.9	154.7
③ ①-②	176.4	213.2	232.2	208.0	167.1	120.3	140.8	79.0

	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
①公的→民間	244.9	288.2	227.7	232.0	159.9	123.9	115.5	120.4
②民間→公的	151.0	146.5	153.2	157.6	162.4	161.2	145.7	140.2
③ ①-②	93.9	141.7	74.5	74.4	▲ 2.5	▲ 37.3	▲ 30.2	▲ 19.8

(※)民間医療保険連盟の資料に基づく。

(1)完全医療保険

なお、完全医療保険にはドイツ国民の約1割が加盟しているが、所得水準の差異等を反映して、旧西ドイツの州からの被保険者が9割以上を占めており、旧東ドイツの州からの被保険者は1割未満に過ぎない。

さらに、完全医療保険の被保険者の構成は、以下の図表の通りとなっており、①財政支援³を受けている公務員やその家族等が約半分を占めており、②男性が5割、女性が3割強、子供が2割弱の構成比となっている。

完全医療保険の被保険者構成(2015年度末) (単位:万人)

	男性	女性	子供	合計
財政支援有 (構成比)	175 (19.99%)	175 (19.94%)	78 (8.91%)	429 (48.84%)
財政支援無 (構成比)	268 (30.55%)	101 (11.57%)	79 (9.04%)	449 (51.16%)
合計 (構成比)	444 (50.54%)	276 (31.51%)	157 (17.95%)	878 (100.00%)

(※)民間医療保険連盟の資料に基づく。

(2)長期介護保険

長期介護保険の被保険者数は、完全介護保険に比べて約63万人多い。これは、ドイツポスト(Deutsche Post AG)やドイツ鉄道(Deutsche Bahn AG)の職員が含まれてくることによる影響が大きい。

2 | 付加医療保険

一方で、公的医療保険に対する付加的な保障を提供する付加医療保険¹の被保険者数⁴は2,477万人

³ 公務員やその配偶者、子供等は、医療給付等に対して、連邦政府や地域や地方当局からの財政的な支援が行われる。

⁴ 1人の被保険者が複数の契約に加入している場合、複数カウントされる。

となっており、追加の医療保障ニーズへの高まりを反映して、2014年度に比べて43万人増加している。

さらに、商品別にみても、外来付加保険が786万人、病院付加保険が598万人、歯科治療保険が1,495万人、疾病給付金保険が358万人となっており、2014年度との比較では、歯科治療保険を中心に増加している。

付加医療保険の被保険者数

(単位:万人)

	外来付加保険	病院付加保険	歯科治療保険	傷病給付金保険	付加医療保険
①2014年度	773	587	1,441	358	2,434
②2015年度	786	598	1,495	358	2,477
③ ②-①	13	11	54	0	43

(※)民間医療保険連盟の資料に基づく。各保険の数値の合計が付加医療保険の数値になっているわけではない。

過去からの被保険者数の増加率の推移をみると、完全医療保険及び付加医療保険ともに、その増加率が顕著に低下してきている。特に、完全医療保険については、ここ4年間、被保険者数が減少している。一方で、付加医療保険については、完全医療保険を上回る増加率で推移してきているが、ここ2年間の増加率は2%未満にとどまっている。

民間医療保険の被保険者数の増加率

(単位:%)

	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
完全医療保険	1.38	1.57	0.71	1.04	2.06	0.96	0.91	▲0.22	▲0.74	▲0.63	▲0.53
付加医療保険	7.48	9.30	7.45	6.40	2.38	2.41	2.41	2.56	2.04	1.87	1.76
合計	5.40	6.76	5.34	4.80	2.29	1.99	1.98	1.77	1.26	1.20	1.15

(※)民間医療保険連盟の資料に基づく。

3 | 基本タリフ¹

2009年1月から、(代替医療保険を提供する)民間医療保険会社は、公的医療保険の給付サービスに相当する「基本タリフ(Basistarif)」⁵を提供しなければならなくなった。基本タリフは、民間医療保険連盟が保険監督法に基づいて設計している業界共通の統一料率商品であり、①加入時の年齢別に保険料が決定されるが、健康状態は加味されない、②保険料水準は公的医療保険の平均最高保険料を上回ってはならない、等の制約がある。

この基本タリフの2015年度の被保険者数は、29,400人であり、2009年の設立当初から、大幅に増加している状況にはない。

基本タリフへの加入状況

(単位:人)

	2014年	2015年	増加率
合計	28,700	29,400	2.44%
修正標準タリフから	2,900	2,700	▲6.90%
無保険者	11,200	11,200	0.00%
公的医療保険から	500	500	0.00%
同一保険会社の他の契約から	12,600	13,500	7.14%
他の保険会社の他の契約から	1,000	900	▲10.00%
その他の新規加入者	500	600	20.00%

(※)民間医療保険連盟の資料に基づく。

⁵ 国民皆保険を実現するための第1段階の措置として、2007年7月からは、「標準タリフ(Standardtarif)」の提供が義務付けられていたが、第2段階の措置として「基本タリフ(Basistarif)」が導入されることになった。

なお、1994年に導入された「標準タリフ(Standardtarif)」については、2015年度末で45,800人で、対前年300人の増加となっている。その9割近くの39,200人が財政支援を受けていない。

3—民間医療保険の普及状況—収入保険料及び給付額—

この章では、民間医療保険の普及のうちの収入保険料及び給付額の状況について報告する。

1 | 収入保険料

収入保険料は36,822百万ユーロ、うち代替医療保険が28,042百万ユーロ(完全医療保険が25,846百万ユーロ、長期介護保険が2,196百万ユーロ)、付加医療保険が7,984百万ユーロとなっている。このように、代替医療保険からの保険料が全体の3/4以上を占めている。

この民間医療保険の収入保険料水準は、公的医療保険の収入保険料の2割弱に相当している。

民間医療保険の収入保険料(商品別内訳)

(単位:百万ユーロ)

	代替医療保険	完全医療保険	長期介護保険	付加医療保険	特殊保険	合計
保険料(2015年度) (構成比)	28,042 (76.2%)	25,846 (70.2%)	2,196 (6.0%)	7,984 (21.7%)	795 (2.2%)	36,822 (100.0%)

(※)民間医療保険連盟の資料に基づく。

ドイツ保険協会(GDV)の資料に基づく、2015年度の収入保険料は、対前年1.4%増加している。この増加率は、2012年から、過去において批判が増加していた導入的タリフ(Einsteigertarifen: Starter tariffs)⁶の販売推進を止めたこともあり、2014年度までの5年間毎年低下してきていたが、2015年度は若干反転させている。

民間医療保険の収入保険料の推移

(単位:百万ユーロ)

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
保険料 (増加率)	33,270 (5.7%)	34,667 (4.2%)	35,628 (2.8%)	36,051 (1.2%)	36,323 (0.8%)	36,820 (1.4%)

(※)ドイツ保険協会(GDV)の資料に基づく。

商品別では、公的医療保険に対する付加的な給付を提供する公的医療付加保険や長期介護付加保険が他の商品に比べて、相対的に高い進展率を示している。

民間医療保険—収入保険料の商品別内訳の推移—

(単位:百万ユーロ)

	1990年	2000年	2010年	2015年	保険料年平均進展率		
					1990-2000	2000-2010	2010-2015
医療保険全体	9,546	20,712	33,270	36,820	8.1%	4.9%	2.0%
代替医療保険	6,435	15,729	26,168	28,080	9.3%	5.2%	1.4%
完全医療保険	6,435	13,722	24,072	25,875	7.9%	5.8%	1.5%
長期介護保険	-	2,009	2,096	2,205	9.9%	0.4%	1.0%
付加医療保険	3,111	4,532	6,407	7,990	3.8%	3.5%	4.5%
公的医療付加保険	1,619	2,858	4,338	5,335	5.8%	4.3%	4.2%
傷病給付金保険	725	896	1,019	1,130	2.1%	1.3%	2.1%
疾病給付金保険	767	778	611	700	0.1%	▲2.4%	2.8%
長期介護付加保険	-	-	439	825	-	20.9%	13.4%
特殊保険	-	449	696	750	6.9%	4.5%	1.5%

(※)ドイツ保険協会(GDV)の資料に基づいて、民間医療保険連盟の分類に再構成(筆者作成)。2015年は暫定値のため、縦の合計値は一致していない。

⁶ 限定された給付水準で、低い保険料水準からスタートして、その後保険料が増加していく商品

なお、医療保険の収入保険料は、生命保険・損害保険を含めた保険会社全体の収入保険料 193,904 百万ユーロの 2 割弱に相当しているが、医療保険に対するニーズの高まりを反映して、ここ四半世紀で、この比率は徐々に増加してきている。

民間保険会社における医療保険の位置付け(医療保険会社の収入保険料シェア) (単位:百万ユーロ)

	収入保険料				シェア			
	1990年	2000年	2010年	2015年	1990年	2000年	2010年	2015年
保険会社全体	69,888	131,335	178,844	193,904	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
生命保険会社	27,403	61,225	90,355	92,662	39.2%	46.6%	50.5%	47.8%
医療保険会社	9,556	20,712	33,270	36,820	13.7%	15.8%	18.6%	19.0%
損害保険会社	32,939	49,398	55,219	64,422	47.1%	37.6%	30.9%	33.2%

(※)ドイツ保険協会(GDV)の資料に基づく。元受保険会社のみ

2 | 給付額

総給付額（老齢化積立金（生命保険の責任準備金に相当）への繰入額や保険料返還を含む）の推移は、以下の通りとなっている。これまでは、老齢化積立金への繰入額の増加率が高かったが、ここ数年間は、高齢化の影響等もあり、老齢化積立金への繰入額は横ばいで、代わって保険料返還準備金(RfB)への繰入額の増加率が高くなっている。

民間医療保険－給付額の内訳－ (単位:百万ユーロ)

	1990年	2000年	2010年	2014年	年平均進展率		
					1990-2000	2000-2010	2010-2014
総給付額	9,504	24,087	38,612	42,168	9.7%	4.8%	2.2%
給付額	7,325	13,815	22,171	24,828	6.6%	4.7%	2.9%
RfB繰入	584	2,861	3,760	5,159	17.2%	2.8%	8.2%
老齢化積立金繰入	1,595	7,410	12,681	12,181	16.6%	5.5%	▲1.0%

(※)ドイツ保険協会(GDV)の資料に基づく。

保険種類別では、医療費用保険（完全医療保険等）が全体の 9 割程度を占めているが、近年は長期介護保険の給付額の増加率が高い。

民間医療保険－給付額の内訳(保険商品別)－ (単位:百万ユーロ)

	2000年	2010年	2014年	年平均進展率	
				2000-2010	2010-2014
医療保険全体	13,614	21,915	24,790	4.9%	3.1%
医療費用保険	11,912	19,196	21,763	4.9%	3.2%
傷病給付金保険	-	840	875	-	1.0%
疾病給付金保険	-	504	487	-	▲0.9%
長期介護保険	471	698	880	4.0%	6.0%

(※)ドイツ保険協会(GDV)の資料に基づく。

給付タイプ別では、通院給付のウェイトが高いが、近年歯科治療給付額の増加率が高くなっている。

民間医療保険－給付額の内訳(給付タイプ別)－ (単位:百万ユーロ)

	2000年	2010年	2014年	年平均進展率	
				2000-2010	2010-2014
医療保険全体	13,143	21,216	23,910	4.9%	3.0%
通院給付	5,265	9,556	10,742	6.1%	3.0%
入院給付	4,662	6,425	7,085	3.3%	2.5%
歯科治療	1,852	3,214	3,936	5.7%	5.2%
その他	1,363	2,019	2,148	4.0%	1.6%

(※)ドイツ保険協会(GDV)の資料に基づく。

医療保険の給付額（老齢積立金繰入を含む）は、生命保険・損害保険を含めた保険会社全体の給付額 209,216 百万ユーロ（2014 年度）の約 2 割に相当し、損害保険と並ぶシェアを占める形になっている。

民間保険会社における医療保険の位置付け(医療保険会社の給付額シェア) (単位:百万ユーロ)

	収入保険料				シェア			
	1990年	2000年	2010年	2014年	1990年	2000年	2010年	2014年
保険会社全体	71,253	152,534	189,253	209,216	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
生命保険会社	34,909	88,080	107,361	121,663	49.0%	57.7%	56.7%	58.2%
医療保険会社	9,504	24,050	38,612	42,168	13.3%	15.8%	20.4%	20.2%
損害保険会社	26,840	40,404	43,281	45,385	37.7%	26.5%	22.9%	21.7%

(※)ドイツ保険協会(GDV)の資料に基づく。元受保険会社のみ、収入保険料とは異なり最新データは2014年を使用している。

(参考)医療保険普及率の国際比較

一人当たりの保険料及び対 GDP 保険料比率で見た医療保険の普及率(2015 年度)でみると、①保険密度を示す1人当たりの保険料は 453 ユーロで、欧州の中で、オランダの 2,426 ユーロ、スイスの 1,080 ユーロ、アイルランドの 508 ユーロに次いで、第 4 位、②普及率を示す対 GDP 保険料比率も 1.22%で、オランダの 6.9%、スイスの 1.6%、スロベニアの 1.3%に次いで、第 4 位となっている。

医療保険の普及率等は、公的医療保険制度との役割分担が大きく影響しており、民間医療保険に大きく依存しているオランダやスイスが高いものとなっているが、ドイツもこれらに次ぐ国となっている。

民間医療保険－普及率の推移－ (単位:ユーロ)

	2000年	2010年	2013年	2015年
一人当たりの保険料	252	407	447	453
対GDP保険料比率	0.98%	1.29%	1.25%	1.22%

(※)Insurance Europeの資料に基づく。

4—まとめ

以上、2015 年度数値に基づいて、ドイツにおける民間医療保険の普及状況について報告してきた。

ドイツの民間医療保険は、公的医療保険制度の代替をその主たる機能としつつ、高まる医療保障ニーズに対応する観点から、補完及び補足的な機能を充実させることで、着実に保険料を増加させ、その位置付けを高めてきている状況がみてとれた。

次回のレポートでは、民間医療保険会社の経営効率や財務状況について報告する。

以上